

○魚沼市ケーブルテレビ広告掲載実施要領

平成21年6月25日

告示第79号

(趣旨)

第1条 この要領は、魚沼市広告掲載取扱要綱(平成20年魚沼市告示第106号。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、魚沼ケーブルテレビが行う業務に広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 掲載する広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 映像放送 1回30秒
- (2) 静止画放送 1回200文字以内

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期限は、特別な場合を除き7日間とする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、別表のとおりとする。ただし、制作を委託する場合は別途費用を徴収する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月25日から施行する。

別表(第4条関係)

掲載種類	広告掲載料
映像放送	10,500円(21回放送)
静止画放送	6,300円(21回放送)